

大島町の災害廃棄物の受入れについて

平成25年10月の台風26号に伴い発生した大島町の災害廃棄物について、同年12月16日に特別区長会、大島町及び東京都が締結した「大島町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書」に基づき、下記のとおり当組合で受入処理を行います。

記

1 受入処理の概要

- (1) 対象廃棄物 選別破碎処理された可燃性廃棄物（木くず等）で、当組合の受入基準に適合するもの
- (2) 処理期間 平成26年1月から同年12月まで
- (3) 処理見込量 7,400トン

2 平成25年度の受入れ

- (1) 大島町からの搬出量
1日あたり約20トン
ただし、大島町の搬出状況等により、変更する場合があります。

(2) 受入期間及び受入先

初回受入期間	受入先の 清掃工場	受入量 (トン/日)
1月30日(木)～2月8日(土)	中央	20
2月10日(月)～2月15日(土)	有明	20
2月17日(月)～2月22日(土)		8
2月17日(月)～3月1日(土)	江戸川	12
2月24日(月)～3月8日(土)	品川	8
初回受入以降、3月29日(土)まで	上記4清掃工場で、1日あたり約20トンを割り振る。	

※災害廃棄物の受入れは、月曜日から土曜日までです。

※大島町の搬出状況、交通事情及び清掃工場の稼働状況等によって、上記の受入期間、清掃工場及び受入量を変更する場合があります。

(3) 受入実績

毎月の受入実績は、翌月10日を目途に当組合のホームページに掲載します。

3 平成26年度の受入れ

平成26年4月以降の受入れについては、3月中に当組合のホームページに掲載します。

(問合せ先)

施設管理部 管理課

電話 03-6238-0704